

用語の解説

【あ行】

アダプト制度

身近な公共空間である道路・河川・公園等で、市民のボランティアの方々に清掃・除草等の美化活動を行ってもらい、行政がその活動を支援することで、市民協働による維持管理を行う制度。

オープンカフェ

通常は、道路に面した開放的な構造のカフェやレストランのことであるが、道路の空間をカフェのように利用することも指す。全国各地で休日等一時的に道路をカフェとして利用し、街の賑わいを呼び起こそうとする「オープンカフェ社会実験」が行われている。

【か行】

原因者負担

- ① 課題解決のため、その原因を発生させたものが、自らの負担で対応すること。《附置義務駐輪場》
- ② 特定の個人や事業者の行為が公共サービスを行うべき原因となっているものがあり、そのための経費を原因となっている特定の個人や事業者から徴収すること。《撤去自転車の撤去保管費用の徴収》

（関連用語：受益者負担）

原単位、駐輪場附置義務原単位

一単位（一個）あたりの物量。駐輪場附置義務原単位の場合、自転車一単位（1台）に対応する附置義務対象建物の床面積を指し「原単位 20 m²」とは「床面積 20 m²ごとに1台分の駐輪場を設置する義務がある」という意味になる。

公共駐輪場

不特定多数の人々が利用するために設置された駐輪場。自転車法では、自転車需要が非常に多い地域では地方自治体等が公共駐輪場の整備に努めることとなっている。

交通実態データ

パーソントリップ調査で得られる交通実態データは、回答者の年齢・性別・免許の有無・自動車所有の有無等のデータと調査日におけるすべての移動の履歴データであり、何時何分に何に乗ってどのような目的でどこに移動したかを、複数の交通手段を乗り換えた場合はすべての手段について記録したものである。（関連用語：パーソントリップ調査）

【さ行】

サイクルラック

自転車のタイヤ部分を固定することで、自転車を並べる駐輪設備。前輪タイヤを載せるだけの簡素なものから、スプリング等を内蔵し、自転車を上下2段に重ねるものまで多様な形状がある。

サイン計画

だれもが目的地に迷わず移動できるように、標識や案内板等の情報提供手段（サイン）を移動経路を想定して効果的に配置する計画。

暫定駐輪場

駐輪問題の解決のため一時的な暫定措置として設置された駐輪場。他の駐輪場整備等で駐輪問題が解消された段階で廃止する。

自転車法

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」のこと。詳細は参考資料「自転車法」を参照。

社会実験

社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、市民等の参加のもと、場所や期間を限定して施策を試行・評価する実験。本計画のアダプト制度における社会実験は、商店街等の方々参加により、自転車の整理・マナー啓発を実施してもらい、アダプト制度導入の可否を判断することを想定している。（関連用語：アダプト制度）

受益者負担

特定の個人や事業者に効果がある公共サービスがあり、そのための経費を、効果を得ている特定の個人や事業者から徴収すること。《駐輪場の有料化》
（関連用語：原因者負担）

ソフト対策

施設整備（ハード整備）によらない対応策。放置自転車の撤去やマナー啓発活動等。（関連用語：ハード整備）

【た行】

たまり空間，歩行者たまり空間

通行のための空間に対し、一定時間とどまるための空間。滞留空間とも言う。歩行者たまり空間と言う場合、信号待ちや買物、飲食、待ち合わせ等で人々が立ち止まる空間を指す。

駐輪需要

自転車利用者が移動に伴って、ある場所に置こうとする自転車の量。本計画の駐輪需要予測では、一日で最も駐輪台数が多くなる時間帯の台数を「駐輪需要」とした。

都市型レンタサイクル

従来からある観光地のレンタサイクルに対し、観光地ではない都市部でのレンタサイクル。通勤や通学用に自転車を貸し出し、一台の自転車を複数の利用者が共有することで、駐輪台数を削減できる等の利点がある。

トリップ

人の移動を数える単位。出発地から目的地までの1移動を1トリップと数える。例えば、通学目的で、自宅から学校まで複数の交通手段を乗り換えた場合も1トリップと数える。(関連用語：パーソントリップ調査)

道路管理者

道路を管理する主体。具体的には、国道は国土交通省(大臣)、都道府県道は各都道府県(知事)、市町村道は各市町村(市町村長)である。

【は行】

ハード整備

施設(ハードウェア)を整備して対処することであり、駐輪場施設等の整備のこと。(関連用語：ソフト対策)

パーソントリップ調査(PT調査)

交通の主体である「人(パーソン)の動き(トリップ)」を把握することを目的とした調査。調査内容は、どのような人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、どの時間帯に動いたかについて、調査日1日のすべての動きを調べるものである。都市圏における複雑で多様な交通実態を把握・予測できることから、交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つとなっており「総合都市交通体系調査」とも言う。

放置自転車

駐輪場以外の道路上等で、利用者や所有者が、自転車を離れて直ちに移動することができない状態にある自転車。自転車が置かれている時間の長さに関係なく、短時間でも自転車を離れれば放置自転車となる。

附置義務条例、附置義務駐輪場

自転車法では「地方公共団体は、自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内に

において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる（第5条第4項）」と、駐輪場附置義務条例について規定している。

この条例に基づいて、施設側で整備した駐輪場のことを附置義務駐輪場と言う。

（関連用語：原単位、駐輪場附置義務原単位）

放置禁止区域

自転車を放置（関連用語：放置自転車）した場合、撤去される区域。市町村長は条例を制定することで、放置禁止区域の範囲や撤去自転車の取扱いを規定することができる。

歩行者専用道路

歩行者が安全で円滑に通行できるように車両の通行を禁止する道路。

防犯登録

自転車法では、利用者は自転車の防犯登録を行うことが義務付けられている。防犯登録は自転車販売店等で登録料 500 円を支払い、自転車には防犯登録シールが貼られる。自転車の登録情報は警察でコンピューター登録され、盗難時の早期発見等に役立てられる。

【や行】

有効幅員

道路幅員のうち、街路樹や工作物等が占める部分を除いた実際に通行できる幅。

【ら行】

路外駐輪場

道路上でない場所に設置された駐輪場で、建物敷地内や公共用地に設置されたもの。

路上駐輪場

道路上に設置された駐輪場。通常は歩道上にサイクルラック（関連用語：サイクルラック）等を設置することで駐輪場としている例が多い。